

申告相談日程

月	日	曜日	対象地域	開始時刻	終了時刻	備考
2月	16	水	夏井、南田原井、湯沢、塩庭一区、 塩庭二区、上羽出庭、和名田	午前8時30分	午後6時	延長日
	17	木		〃	午後4時	
	18	金		〃	〃	
	20	日	地区指定なし	〃	〃	
	21	月	本町、横町、仲町、大八、荒町	〃	〃	
	22	火		〃	〃	
	23	水	地区指定なし	〃	午後6時	延長日
	24	木	反町、中通、平館、小野赤沼	〃	午後4時	
	25	金		〃	〃	
	28	月	谷津作、菖蒲谷、雁股田、皮籠石	〃	〃	
3月	1	火	〃	〃		
	2	水	地区指定なし	〃	午後6時	延長日
	3	木	飯豊上、飯豊中、飯豊下、吉野辺	〃	午後4時	
	4	金		〃	〃	
	5	土	地区指定なし	〃	〃	
	7	月	浮金、小戸神、小野山神	〃	〃	
	8	火		〃	〃	
	9	水	地区指定なし	〃	午後6時	延長日
	10	木	対象地区指定日に申告できなかった方(夏井方面)	〃	午後4時	
	11	金	対象地区指定日に申告できなかった方(小野新町方面)	〃	〃	
14	月	対象地区指定日に申告できなかった方(飯豊方面)	〃	〃		
15	火	地区指定なし	〃	〃		

○会場 役場第一会議室(役場隣車庫2階)

対象地区の日程に合わせてお出掛けくださるようご協力をお願いします。



市民生活課 72-6933

●所得申告が必要な方の例
 ▽障害年金・遺族年金のみ受給している方
 ▽無収入の方(1年間全く所得がなかった方)
 ▽他の市町村に住所がある方の扶養になつてゐる方
 ※確定申告をしている方や公的年金のみ受給している方は、申告の必要はありません。

国民健康保険・後期高齢者医療では、所得の少ない方を対象に、保険料の軽減や高額医療費自己負担額の軽減制度があります。これらの軽減措置を受けるには、被保険者と世帯主の所得申告が必要です。
 税法上の申告義務がない方(障害年金、遺族年金などを受給している方や所得のない方)でも、所得の申告をする必要がありますので、忘れずに申告してください。

所得がない方も申告を!!
 国保・後期高齢者医療からのお知らせ